

平成19年度第4回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成19年9月25日 18:00～20:00
場所 道庁赤レンガ庁舎2階1号会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 緊急提案案件審議について

- ア 水道法に基づく指導監督権限等について
- イ JAS法に基づく指示権限等について
- ウ 地域医療対策について
 - ・医育大学の定員増
 - ・労働者派遣法に基づく医師派遣の拡大
 - ・地方公務員派遣法に基づく医師派遣の拡大

(2) 次回（第5回）委員会について

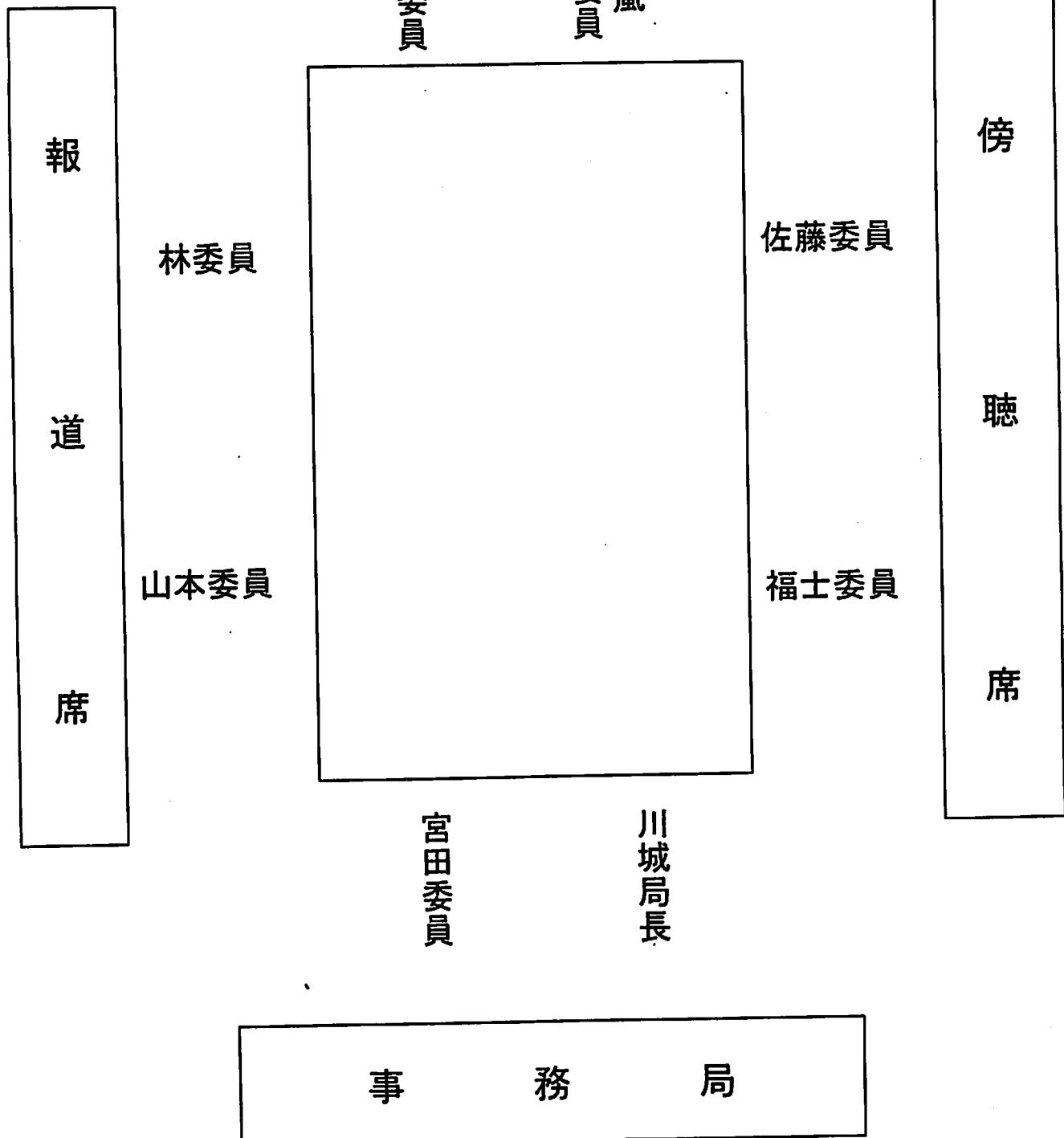
(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 水道法に基づく権限の移譲について
- 資料2 JAS法に基づく監督権限等の移譲について
- 資料3 地域医療の確保
- 資料4 医育大学の定員増について
- 資料5 医師派遣について
- 資料6 五十嵐委員提出資料

配 席 図



第4回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備考
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

北海道の水道の安全・安心を確保する指導監督体制

現状

- ・水道法施行令では、水道事業等の認可・監督権限は、給水人口が5万人を超える水道事業及び又は一日最大給水量が25千tを超える水道用水供給事業は国、それ以下は道である。
- ・給水人口5万人を超える道内の水道事業者: 19
一日最大給水量が25千tを超える水道用水供給事業者: 4
- ・北海道は水源から海まで他県にまたがることがないため、水利調整が不要

課題

- ・監督権限を持つ国は、厚生労働省直轄で対応しているため、緊急時に現地で速やかな指示が行なえない。
- ・道に監督権限がないため、平時において当該水道事業者の現状把握ができない。

目指すすがた

水道法による監督権限の移譲

平時における指導・監督

	国の所管 (23箇所)	道の所管 (82箇所)
体 制	厚生労働省 (水道課)	保健所が対応 (26箇所)
給水人口 H17年度末現在	403万人 (74%)	144万人 (26%)
立入検査	概ね 5年に1回	概ね 毎年1回
認可手続 等	国に出向き 調整	保健所経由 で道

緊急時における指導・監督

- ・本省(東京)と現地間の距離により情報収集等の対応に遅れ
- ・道に認可資料がなく、詳細な状況判断不可
- ・道には情報を入手する権限なし

現状では道は迅速な対応ができない状況に置かれている

地域住民のライフラインである水道は、身近な北海道が指導監督するべき

北海道

指導・監督

迅速できめ細やかな対応が可能

道内全ての
水道事業者

水道法に基づく権限の移譲について

区分	現 行	権限移譲後																																																							
イメージ図	<p>【水道事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画給水人口 事業者数 給水人口</td> <td>5万人を超える事業 19事業者 約403万人</td> <td>5万人以下の事業 81事業者 約101万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>簡易水道 約40万人 専用水道 約3万人</p> <p>【水道用水供給事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一日最大給水量 事業者数</td> <td>25,000m³を超える事業 4事業者</td> <td>25,000m³以下の事業 1事業者</td> </tr> </tbody> </table>	基 準	国	道	計画給水人口 事業者数 給水人口	5万人を超える事業 19事業者 約403万人	5万人以下の事業 81事業者 約101万人	基 準	国	道	一日最大給水量 事業者数	25,000m ³ を超える事業 4事業者	25,000m ³ 以下の事業 1事業者	<p>【水道事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし 事業者数 給水人口</td> <td>道内すべての水道事業 100事業者 約504万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>簡易水道 約40万人 専用水道 約3万人</p> <p>【水道用水供給事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基 準</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし 事業者数</td> <td>道内すべての水道用水供給事業 5事業者</td> </tr> </tbody> </table>	基 準	道	なし 事業者数 給水人口	道内すべての水道事業 100事業者 約504万人	基 準	道	なし 事業者数	道内すべての水道用水供給事業 5事業者																																			
基 準	国	道																																																							
計画給水人口 事業者数 給水人口	5万人を超える事業 19事業者 約403万人	5万人以下の事業 81事業者 約101万人																																																							
基 準	国	道																																																							
一日最大給水量 事業者数	25,000m ³ を超える事業 4事業者	25,000m ³ 以下の事業 1事業者																																																							
基 準	道																																																								
なし 事業者数 給水人口	道内すべての水道事業 100事業者 約504万人																																																								
基 準	道																																																								
なし 事業者数	道内すべての水道用水供給事業 5事業者																																																								
指導・監督体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td> <td>道内に出先機関なし</td> <td>保健所(26カ所)</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>概ね5年に1回</td> <td>概ね年1回</td> </tr> <tr> <td>許認可の変更</td> <td>国に出向き調整</td> <td>保健所経由で道へ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	国	道	体制	道内に出先機関なし	保健所(26カ所)	立入検査	概ね5年に1回	概ね年1回	許認可の変更	国に出向き調整	保健所経由で道へ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td> <td>保健所(26カ所)</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>概ね年1回</td> </tr> <tr> <td>許認可の変更</td> <td>保健所経由で道へ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	道	体制	保健所(26カ所)	立入検査	概ね年1回	許認可の変更	保健所経由で道へ																																			
項目	国	道																																																							
体制	道内に出先機関なし	保健所(26カ所)																																																							
立入検査	概ね5年に1回	概ね年1回																																																							
許認可の変更	国に出向き調整	保健所経由で道へ																																																							
項目	道																																																								
体制	保健所(26カ所)																																																								
立入検査	概ね年1回																																																								
許認可の変更	保健所経由で道へ																																																								
権限の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・事業(変更)認可等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・事業の休(廃)止許可(届出)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・給水開始前の届出及び検査</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・供給規定 (料金変更届出、条件変更届出)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・業務委託届出</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・認可取消</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・改善指示等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・給水停止命令</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・供給条件の変更認可申請命令</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・報告の聴取及び立入検査など</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	国	道	・事業(変更)認可等	○	○	・事業の休(廃)止許可(届出)	○	○	・給水開始前の届出及び検査	○	○	・供給規定 (料金変更届出、条件変更届出)	○	○	・業務委託届出	○	○	・認可取消	○	○	・改善指示等	○	○	・給水停止命令	○	○	・供給条件の変更認可申請命令	○	○	・報告の聴取及び立入検査など	○	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・事業(変更)認可等</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・事業の休(廃)止許可(届出)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・給水開始前の届出及び検査</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・供給規定 (料金変更届出、条件変更届出)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・業務委託届出</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・認可取消</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・改善指示等</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・給水停止命令</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・供給条件の変更認可申請命令</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・報告の聴取及び立入検査など</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	道	・事業(変更)認可等	○	・事業の休(廃)止許可(届出)	○	・給水開始前の届出及び検査	○	・供給規定 (料金変更届出、条件変更届出)	○	・業務委託届出	○	・認可取消	○	・改善指示等	○	・給水停止命令	○	・供給条件の変更認可申請命令	○	・報告の聴取及び立入検査など	○
項目	国	道																																																							
・事業(変更)認可等	○	○																																																							
・事業の休(廃)止許可(届出)	○	○																																																							
・給水開始前の届出及び検査	○	○																																																							
・供給規定 (料金変更届出、条件変更届出)	○	○																																																							
・業務委託届出	○	○																																																							
・認可取消	○	○																																																							
・改善指示等	○	○																																																							
・給水停止命令	○	○																																																							
・供給条件の変更認可申請命令	○	○																																																							
・報告の聴取及び立入検査など	○	○																																																							
項目	道																																																								
・事業(変更)認可等	○																																																								
・事業の休(廃)止許可(届出)	○																																																								
・給水開始前の届出及び検査	○																																																								
・供給規定 (料金変更届出、条件変更届出)	○																																																								
・業務委託届出	○																																																								
・認可取消	○																																																								
・改善指示等	○																																																								
・給水停止命令	○																																																								
・供給条件の変更認可申請命令	○																																																								
・報告の聴取及び立入検査など	○																																																								
法令制度	<p>○水道事業・水道用水供給事業の認可・指導監督権限は、人口要件や給水量要件により、規模等に応じ、国と道に分担されている(水道法施行令§14)。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○水道事業・水道用水供給事業における人口要件及び給水量要件を廃止し、道内水道事業等に対する認可・指導監督権限については、すべて道が行うこととする(水道法施行令§14)。</p>																																																							

○ 水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）（抄）

（事業の認可及び経営主体）

第六条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 （略）

（認可の申請）

第七条 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4～5 （略）

（附款）

第九条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。

2 （略）

（事業の変更）

第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（以下略）

一～二 （略）

2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止）

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（給水開始前の届出及び検査）

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 （略）

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2～4 （略）

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金

を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

7 (略)

(業務の委託)

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3~7 (略)

(事業の認可)

第二十六条 水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

(認可の申請)

第二十七条 水道用水供給事業經營の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

2 (略)

3 水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(附款)

第二十九条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業經營の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。

2 (略)

(事業の変更)

第三十条 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

一~二 (略)

2 前三条の規定は、前項の認可について準用する。

3 水道用水供給事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十一条 第十一條から第十三條まで、第十五条第二項、第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第十一條第一項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と、第十五条第二項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と、第二十条の十第二項中「水道事業者その他の利害関係人」とあるのは「水道用水供給事業者その他の利害関係人」と、第二十三条第一項中「関係者に周知

させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と、第二十四条の中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第二十条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第二十条第一項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、第二十四条の三第四項中「第十九条第二項各号」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項各号」と、同条第六項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十三条第一項」と、「第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第三十六条第二項並びに第三十九条」とあるのは「第二十条から第二十二条まで並びに第二十三条第一項並びに第三十六条第二項及び第三十九条」と、同条第七項中「第十九条第二項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第十九条第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可の取消し)

第三十五条 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

2~3 (略)

(改善の指示等)

第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 **厚生労働大臣**は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 (略)

(給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることは当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

第三十八条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 **厚生労働大臣**は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条 厚生労働大臣は、水道(水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第八項において同じ。)を検査させることができる。

2~5 (略)

(地方公共団体による買収)

第四十二条 地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を経営している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を経営することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに付随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を経営するために必要な権利を買収することができる。

2 (略)

3 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生労働大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。

4~7 (略)

(都道府県が処理する事務)

第四十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができます。

2 (略)

○ 水道法施行令(昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号)(抄)

(都道府県の処理する事務)

第十四条 水道事業(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川(以下この条において「河川」という。)の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業(以下この条において「特定水源水道事業」という。)であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。)に関する法第六条第一項、第九条第一項(第十条第二項において準用する場合を含む。)、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項並びに第四十二条第一項及び第三項(都道府県が当事者である場合を除く。)の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項及び第三項、第三十一条において準用する第十二条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3~7 (略)

道内の水道事業者等

1 水道事業者

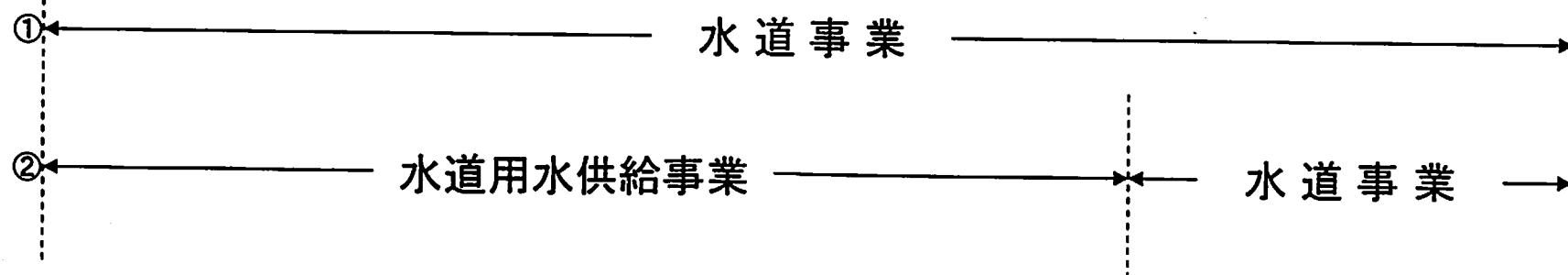
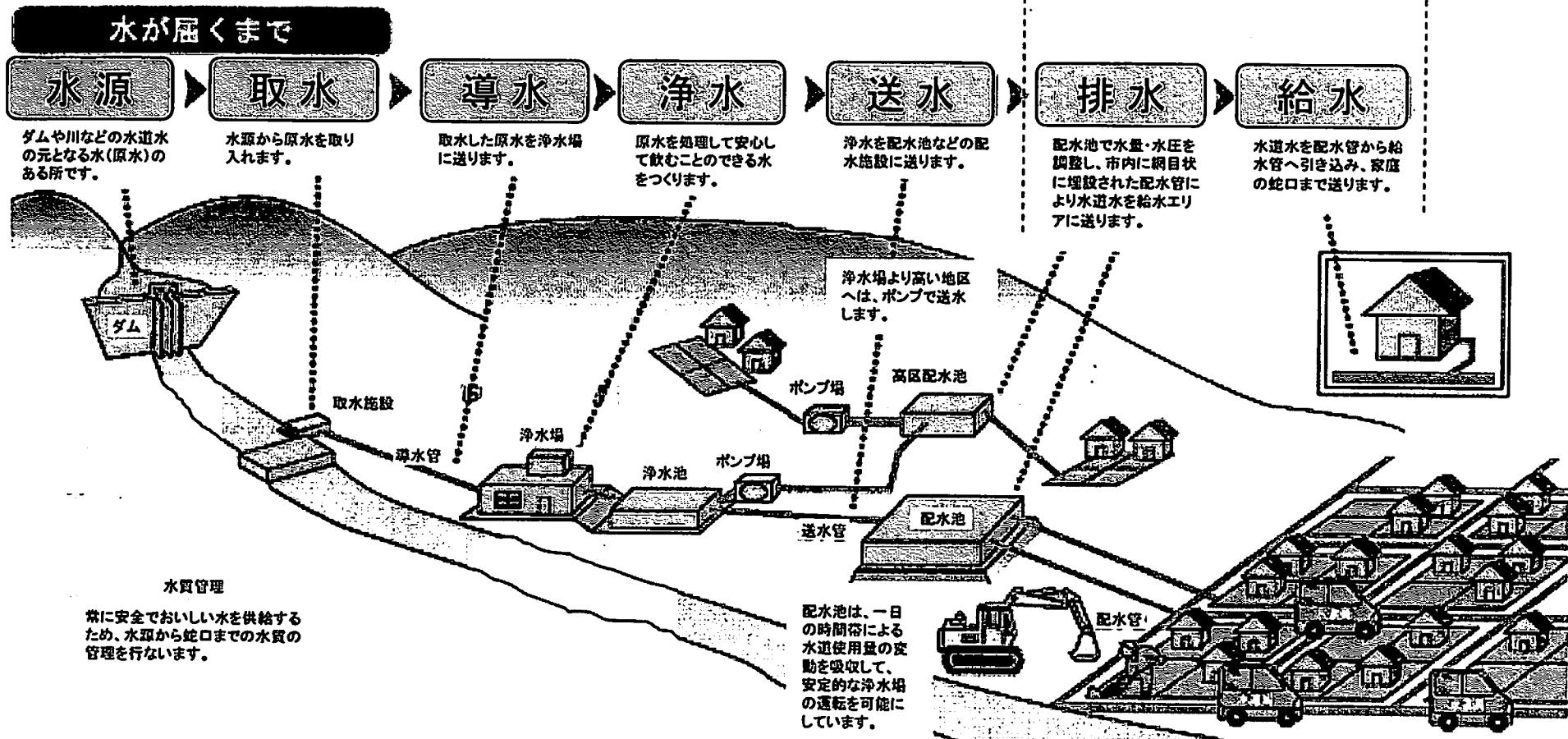
(H17年度末現在 単位:人)

	事業者名等	行政区域内総人口	現在給水人口	給水人口の割合
国 管 轄	函館市	294,694	277,444	74%
	岩見沢市	93,570	89,153	
	小樽市	141,605	141,807	
	室蘭市	98,686	98,456	
	稚内市	41,541	41,004	
	釧路市	193,610	183,278	
	札幌市	1,869,180	1,873,794	
	旭川市	358,811	330,550	
	苫小牧市	173,216	171,348	
	北見市	128,499	114,166	
道 管 轄	中空知広域水道企業団 (滝川市、砂川市、歌志内市)	77,535	76,589	(18%)
	帶広市	170,893	166,679	
	千歳市	91,668	90,790	
	江別市	123,547	123,077	
	三笠市	12,020	11,979	
	登別市	53,622	52,672	
	恵庭市	67,594	67,182	
	北広島市	60,834	59,883	
	石狩市	61,347	56,569	
	小計	4,112,472	4,026,420	
道 管 轄	上水道	1,517,498	1,006,736	(7%)
	簡易水道		407,035	
	専用水道		33,861	
	小計	1,517,498	1,447,632	
道内水道事業者合計		5,629,970	5,474,052	

(注:上水道普及率(道内97.2%)の都合、総人口と給水人口が合致しない)

2 国所管水道用水供給事業者

	事業者名	給水対象市町村名
国 所 管	桂沢水道企業団	岩見沢市、美唄市、三笠市
	石狩東部 広域水道企業団	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、由仁町、長幌上水道企業団(長沼町、南幌町)
	十勝中部 広域水道企業団	帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、中札内村、更別村
	石狩西部 広域水道企業団	札幌市、小樽市、石狩市、当別町
	北空知 広域水道企業団	深川市、沼田町、秩父別町、北竜町、妹背牛町



整理案

JAS法に基づく監督権限等の移譲

現状

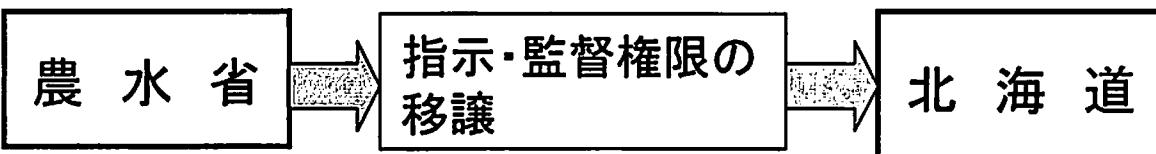
- ・JAS法では、本社や工場などの所在地により、管轄が国と道に分かれている。
- ・違反した道内業者への対応も、指示は道、措置命令は国と分かれている状況

課題

- ・道内業者等への監督権限が国と道に分かれているなど、国と道の役割分担が明確でなく、それぞれが北海道全体の状況を把握できる状況にない。
- ・また、道は違反者に対して指示までしか行えず、最終権限である措置命令の権限がないことから、通報受理から処分までを一貫して行うことができない。

目指すすがた

JAS法に基づく指示・監督権限の移譲



道域業者 (本社・工場等ともに道内のみにある)			広域業者 (本社・工場等が2都道府県以上にまたがる)			
	道内本社		道外本社			
	道内 工場等	道外 工場等	道内 工場等	道外 工場等		
	道	国	道	国	道	国
措置命令	x	○	x	○	x	○
指示	○	x	x	○	x	○
報告徴収	○	○	○	○	他県	○
立入検査	○	○	○	○	他県	○
申出受理	○	○	○	○	他県	○
当該部分の国 事務費・人件費						

権限移譲 → 財源移譲 → 交付金

道内に本店と工場等を構える業者については、
北海道が通報受理から是正まで責任を持って迅速かつ効率的に対応する。

JAS法における食品表示に関する行政権限の分担

1 現行の分担

根拠法令	事業者	道域業者		広域業者(事務所等が2都道府県以上にある)											
		・主たる事務所 ・事業所 ・工場 ・店舗 が道内のみ		・主たる事務所が道内にある 道内にある ・事業所 ・工場 ・店舗等		・主たる事務所が道外にある 道外にある ・事業所 ・工場 ・店舗等		道内にある ・事業所 ・工場 ・店舗等		道外にある ・事業所 ・工場 ・店舗等					
法 § 19の14 ③	措置命令 a	国								国					
令 § 11① 1号	指示 b	道知事		国											
令 § 11① 2号	報告徴収 c	道知事	国	道知事	国	道知事	国	他県知事	国	他県知事	国				
令 § 11① 3号	立入検査 d	道知事	国	道知事	国	他県知事	国	道知事 (道内限り)	国	他県知事	国				
令 § 11① 4号	申出(通報) の受理、調査 e	道知事	国	道知事	国	道知事	国	他県知事	国	他県知事	国				



2 権限移譲の想定

根拠法令	事業者	道域業者		広域業者(事務所等が2都道府県以上にある)							
		・主たる事務所 ・事業所 ・工場 ・店舗 が道内のみ		・主たる事務所が道内 ・事業所 ・工場 ・店舗等		・主たる事務所が道外 道外にある ・事業所 ・工場 ・店舗等		道内にある ・事業所 ・工場 ・店舗等		道外にある ・事業所 ・工場 ・店舗等	
法 § 18の14 ③	措置命令 a	道知事		道知事		道知事		道知事		道知事	
令 § 11① 1号	指示 b	道知事		道知事		道知事		道知事		道知事	
令 § 11① 2号	報告徴収 c	道知事	道知事	道知事	道知事	道知事	国	他県知事	国	他県知事	国
令 § 11① 3号	立入検査 d	道知事	道知事	道知事	道知事	他県知事	国	道知事 (道内限り)	国	他県知事	国
令 § 11① 4号	申出(通報) の受理、調査 e	道知事	道知事	道知事	道知事	道知事	国	他県知事	国	他県知事	国

道州制特区法により道に権限移譲を求めるもの

○効果

権限移譲により、道内に本社と工場等を構える業者については、北海道が通報受理から是正まで責任を持って迅速かつ効率的に対応することができるようになる。

○北海道内における立入検査事務等の状況

道域業者	広域業者
【北海道】 ・検査件数 年約200～300件	【 国 】 ・検査件数 年約2000件
	→ 年1～2件

年40～60件 ← 移送
(疑義案件(指示)・指導)

J A S法に基づく権限の移譲について

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																																																												
イメージ図	<p>【道域業者】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基 準</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置命令</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td></tr> <tr> <td>指示</td><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>報告聴取</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>立入検査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>申出受理・調査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> </tbody> </table> <p>【広域業者】道内本社業者の道内にある事業所・工場・店舗等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基 準</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置命令</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td></tr> <tr> <td>指示</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td></tr> <tr> <td>報告聴取</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>立入検査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>申出受理・調査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> </tbody> </table>	基 準	国	道	措置命令	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	指示	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	報告聴取	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	立入検査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	基 準	国	道	措置命令	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	指示	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	報告聴取	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	立入検査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<p>【道域業者】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基 準</th> <th style="text-align: center;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置命令</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>指示</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>報告聴取</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>立入検査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>申出受理・調査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> </tbody> </table> <p>【広域業者】道内本社業者の道内にある事業所・工場・店舗等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基 準</th> <th style="text-align: center;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置命令</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>指示</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>報告聴取</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>立入検査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr> <td>申出受理・調査</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td></tr> </tbody> </table>	基 準	道	措置命令	<input checked="" type="radio"/>	指示	<input checked="" type="radio"/>	報告聴取	<input checked="" type="radio"/>	立入検査	<input checked="" type="radio"/>	申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>	基 準	道	措置命令	<input checked="" type="radio"/>	指示	<input checked="" type="radio"/>	報告聴取	<input checked="" type="radio"/>	立入検査	<input checked="" type="radio"/>	申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>
基 準	国	道																																																												
措置命令	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																												
指示	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>																																																												
報告聴取	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>																																																												
立入検査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>																																																												
申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>																																																												
基 準	国	道																																																												
措置命令	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																												
指示	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																												
報告聴取	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>																																																												
立入検査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>																																																												
申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>																																																												
基 準	道																																																													
措置命令	<input checked="" type="radio"/>																																																													
指示	<input checked="" type="radio"/>																																																													
報告聴取	<input checked="" type="radio"/>																																																													
立入検査	<input checked="" type="radio"/>																																																													
申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>																																																													
基 準	道																																																													
措置命令	<input checked="" type="radio"/>																																																													
指示	<input checked="" type="radio"/>																																																													
報告聴取	<input checked="" type="radio"/>																																																													
立入検査	<input checked="" type="radio"/>																																																													
申出受理・調査	<input checked="" type="radio"/>																																																													
指導・監督体制	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td><td style="text-align: center;">農政事務所</td><td style="text-align: center;">本庁、14支庁</td></tr> <tr> <td>調査件数</td><td style="text-align: center;">2,000件超／年 (広域業者、道域業者)</td><td style="text-align: center;">200～300件／年 (道域業者)</td></tr> <tr> <td>移送件数</td><td style="text-align: center;">1～2件／年 (道から)</td><td style="text-align: center;">40～60件／年 (国から)</td></tr> </tbody> </table>	項 目	国	道	体制	農政事務所	本庁、14支庁	調査件数	2,000件超／年 (広域業者、道域業者)	200～300件／年 (道域業者)	移送件数	1～2件／年 (道から)	40～60件／年 (国から)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制</td><td style="text-align: center;">本庁、14支庁</td></tr> <tr> <td>調査件数</td><td style="text-align: center;">件／年 (道域業者、広域業者)</td></tr> <tr> <td>移送件数</td><td style="text-align: center;">なし (国から)</td></tr> </tbody> </table>	項 目	道	体制	本庁、14支庁	調査件数	件／年 (道域業者、広域業者)	移送件数	なし (国から)																																								
項 目	国	道																																																												
体制	農政事務所	本庁、14支庁																																																												
調査件数	2,000件超／年 (広域業者、道域業者)	200～300件／年 (道域業者)																																																												
移送件数	1～2件／年 (道から)	40～60件／年 (国から)																																																												
項 目	道																																																													
体制	本庁、14支庁																																																													
調査件数	件／年 (道域業者、広域業者)																																																													
移送件数	なし (国から)																																																													
法 令 制 度	<p>○道域業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出受理・立入検査・報告聴取の権限が道のほか国にも存在するとともに、道には措置命令の権限がない（J A S法§19-14③、同法施行令§11）。 <p>○道内本店の広域業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内にある事業所・工場・店舗等への指示の権限及び措置命令の権限がない（同上）。 	<p>【特区提案】</p> <p>○道域業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出受理から指示・措置命令に至るまで、一貫して道のみが対応できるよう業者に対する監督権限を道に一本化する（J A S法§19-14③、同法施行令§11）。 <p>○道内本店の広域業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内にある事業所・工場・店舗等に対する申出受理から指示・措置命令に至るまで、一貫して道のみが対応ができるよう業者に対する監督権限を道に一本化する（同上）。 																																																												

北海道における国の機関等

平成18年11月14日現在

		機関名(支所・事務局等)	職員数(平成18年度末)	備考
内閣府	警察庁	北海道警察情報通信部	259	
	公正取引委員会	公正取引委員会事務総局北海道事務所	19	
	防衛施設庁	札幌防衛施設局	224	
人事院		人事院北海道事務局	18	
総務省		北海道管区行政評価局	71	
		北海道総合通信局	135	
法務省	検察庁	札幌矯正管区	1,746	管内の矯正施設及び矯正研修所支所を含む。
		北海道地方更生保護委員会	97	管内の保護観察所を含む。
		札幌法務局	587	管内の地方法務局を含む。
		札幌入国管理局	60	
		札幌高等検察庁	602	管内の地方検察庁を含む。
	公安調査庁	北海道公安調査局	80	管内の公安調査事務所を含む。
財務省	国税庁	北海道財務局	326	
		函館税關	296	18年11月1日現在の員数。(北海道以外に従事する者41人を除く。)
		札幌国税局	2,242	
厚生労働省	中央労働委員会	小樽校舎所	36	管内の支所、出張所の職員数を含む。 施設等機関であり、地方支分部局ではない。
		北海道厚生局	46	
		国立函館視力障害センター	45	施設等機関であり、地方支分部局ではない。
		北海道労働局	1,209	管内の公共職業安定所、労働基準監督署の職員数を含む。
		中央労働委員会事務局北海道地方事務所	4	労働組合法により設置されているもので、地方支分部局ではない。
	社会保険庁	北海道社会保険事務局	825	管内の社会保険事務所の職員数を含む。
農林水産省	林野庁	横浜植物防疫所札幌支所	33	18年11月1日現在の員数。
		動物検疫所北海道出張所	13	18年11月1日現在の員数。
		北海道農政事務所	761	うちJAS法認定53人(並行調べ)
		北海道森林管理局	1,082	18年11月1日現在の員数。
		北海道漁業調整事務所	25	18年11月1日現在の員数。
経済産業省	原子力安全・保安院	北海道経済産業局	213	
		北海道産業保安監督部	50	
国土交通省	気象庁	北海道開発局	6,159	
		北海道運輸局	399	
		東京航空局	419	
		札幌航空交通管制部	179	
		札幌管区気象台	508	
		函館海洋気象台	79	
		地磁気観測所女満別出張所	7	
	海上保安庁	第一管区海上保安本部	1,213	
		函館地方海難審判厅	10	
		函館地方海難審判理印所	8	
	船員労働委員会	北海道船員地方労働委員会	1	
		国土地理院北海道地方測量部	26	
環境省		北海道地方環境事務所	62	
	合計	機関の数	41	20,174

(注)職員数欄は、平成18年度末の定員数。平成18年度末の定員数が不明な場合は、平成18年11月1日現在の現在員数を表記してある。

○ 行政による監視・指導と消費者による監視

農林水産省地方農政事務所等、都道府県、(独)農林水産消費安全技術センター、消費者等からの情報、科学的な分析等を端緒にして、調査し、JAS法上の措置を講じるなど食品表示の適正化を推進している。

行政による監視・指導

- 農林水産省では、全国の地方農政事務所等に専任の職員を配置し、小売店舗などに対し、常時、監視・指導を実施。
- 都道府県においては、都道府県内の業者について監視・指導を実施。
- (独)農林水産消費安全技術センターでは、加工食品の成分分析や生鮮食品のDNA分析等の科学的手法を活用した表示の監視を実施。

一般調査

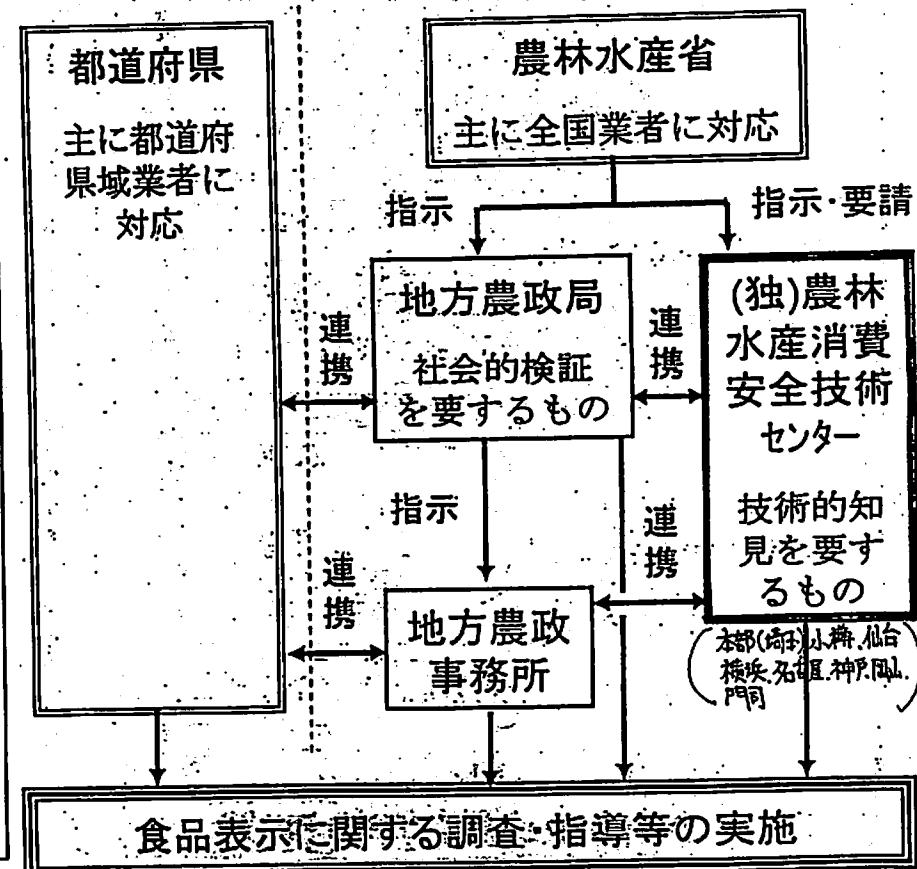
全品目を対象に実施。平成19年度は小売店3万7千店、中間流通業者5千業者を調査予定。

特別調査

毎年度4品目を対象に実施。平成19年度は小売店3千店を調査予定。DNA分析等の科学的手法も活用。

※ 表示が不適正な店舗に対し、指導・啓発等を実施。

食品表示監視体制図



○ 消費者による監視とJAS法の罰則について

消費者による監視

食品表示 110番

広く国民から食品表示について情報提供を受け付けるホットラインを全国65ヵ所の農林水産関係機関に設置。各都道府県にも同様に窓口を設置。

問い合わせ件数

平成18年度 約1万7千件

平成17年度 約1万6千件

平成16年度 約1万5千件

・食品表示ウォッチャー

消費者が日常の買い物の中で食品表示の状況を点検。

食品表示ウォッチャー委嘱数(全国)

平成18年度 約4,500人

平成17年度 約4,500人

平成16年度 約4,000人

品質表示基準違反の場合の立入検査から罰則までの流れ

立入検査(又は任意調査)

指示
公表

是正の指示

業者名の公表

農林水産省(全国業者)
都道府県(都道府県域業者)

指示に従わなければ

命令

指示に従うよう

農林水産省(大臣)

命令・公表

命令に従わなければ

罰
則

個人:1年以下の懲役又は

100万円以下の罰金

法人:1億円以下の罰金

法改正の概要(平成14年)

- ① 違反事業者名等の迅速な公表(改正前は指示に従わない場合にのみ公表)
指示を行った場合には原則として同時に公表
- ② 罰則の大額な強化(改正前は個人・法人とも50万円以下の罰金)
個人:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法人:1億円以下の罰金

JAS法の整備について

平成19年 7月
北海道

この度の食肉偽装表示事件は、食品の表示制度並びに食の北海道ブランドを裏切るものであり、誠に遺憾であります。
「食の安全・安心条例」を有する北海道としては、再発を防止し、食の安全・安心に対する信頼を回復するため、様々な措置を講ずることとしておりますが、併せて、違反事業者に対し迅速かつ適切に対応するため、国におかれても、JAS法の整備を図るなど必要な措置を講じられたい。

【検討要望事項】

- 1 事業者間取引への適用
- 2 商品回収命令や業務停止命令などの導入
- 3 都道府県への命令権限の委譲
- 4 国における「指示」権限の拡大
- 5 疑義事案に係る一貫した処理
- 6 政令市等への権限の委譲

【検討要望の理由・背景】

- 1 事業者間取引への適用
この度の食肉偽装表示事件においては、対象となる事業者が事業者間取引のみを行っていたためJAS法の適用が困難であり、結果的にJAS法の不備が明らかになった。
事業者間取引の不適切な表示が一般消費者へ影響することを勘案し、今後は事業者間取引についてもJAS法の対象とする必要がある。
- 2 商品回収命令や業務停止命令などの導入
食品衛生法にも規定されている商品回収命令や業務停止命令などを導入し、悪質な事業者に対する行政処分を強化する必要がある。
- 3 都道府県への命令権限の委譲
現在のJAS法では、違反事業者が指示に従わない場合に、指示に係る措置をとるべきことを命ずることとなっている。
しかし、この度の食肉偽装表示事件に見られるように、悪質な法違反行為に対しては迅速かつ適切に対応する必要があることから、直ちに違反行為の停止命令等を行えるようにするとともに、都道府県知事においても命令が行えるよう権限を委譲する必要がある。

4 国における指示権限の拡大

現在、道(県)域事業者に関する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、「指示」に関し必要と認められている「報告の徴収」及び「立入検査」については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げないと規定されているところであるが、「指示」についても農林水産大臣が自ら行うことを妨げないよう政令を改正する必要がある。

5 疑義事案に係る一貫した処理

疑義事案の処理に当たっては、国と道(県)との事務の重複を避け、迅速かつ適切な対応が行えるよう、国と道(県)との協議の上、違反事業者に対し違反の事実認定から指示・命令まで一貫した処理を行う必要がある。

6 政令市等への権限の委譲

事業者の多くは、人口の多い政令市、中核市に集中していることから、国、都道府県、政令市等のそれぞれにおいて、事案発覚から迅速な対応を可能とするため、政令市等に都道府県と同様の事務処理権限を委譲する必要がある。

○ <JAS法> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年五月十一日法律第百七十五号）（抄）

（表示に関する指示等）

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前条第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 農林水産大臣は、前二項の指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第二十条 （略）

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）、品質に関する表示若しくは指定農林物質に係る名称の表示に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物質に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3~4 （略）

（農林水産大臣に対する申出）

第二十一条 何人も、次に掲げる場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付の表示を付された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるとき。
二 農林物資の品質に関する表示又は指定農林物質に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき。
2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の二（第十九条の六第三項において準用する場合を含む。）及び第十九条の十三から第十九条の十六までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（都道府県が処理する事務等）

第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

○ <JAS法施行令> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年八月三十一日政令第二百九十一号）

（都道府県が処理する事務）

第十一条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関するものは当該都道府県の知事が、第二号及び第四号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資（以下この項において「表示基準設定農林物資」という。）の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、第三号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第二号から第四号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務（第二号及び第三号に掲げるものについては、農林水産大臣が自ら行つことを妨げない。）については、農林水産大臣が自ら行つことを妨げない。

一 法第十九条の十四第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務
二 法第二十条第二項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限に属する事務
三 法第二十条第二項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務
四 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限に属する事務（農林物資の品質に関する表示に係るものに限る。）

2~6 （略）

地域医療の確保

現状

本道の人口あたり医師数は、ほぼ全国平均にあるが、21の二次医療圏中、18圏域で全国平均を下回るなど、地方における医師不足が深刻化している。

[人口10万人当たり医師数(H16)]

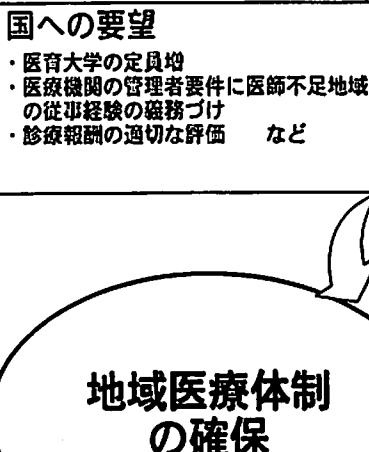
全国 211.7 北海道 216.2 (根室圏 100.4 宗谷圏 105.5 日高圏 119.1)

課題

- ・地方における医師等の勤務しやすい環境づくりなど、医師の地方勤務を支援する取り組みが必要
- ・医育大学生、卒後臨床研修医等が地域医療への関心を高め、必要な知識・技術が修得できるよう、医師育成・臨床研修体制等を見直し、地域医療に従事する医師の増加を図ることが必要

地域医療体制の確保に向けた包括的な地域医療政策の展開

- <医師不足>**
医師の養成数
医師の地域偏在
診療科別の偏在
- <医師招聘等>**
【今後の推進方策】
☆道外医師への戸別訪問などによる積極的な招聘活動や本道の地域医療の情報発信
☆「北の大地への交流・定住促進事業」と連携した医師の移住促進
☆地域の臨床研修病院の指導体制の充実による研修医の確保



- 国への要望**
- ・医育大学の定員増
 - ・医療機関の管理者要件に医師不足地域の從事経験の義務づけ
 - ・診療報酬の適切な評価など

- <医師確保>**
- 北海道医療対策協議会による医師派遣調整
 - ・自治医赤十字大学卒業医師の活用
 - ・地域医療振興財団ドクターバンク
 - ・札幌医科大学地域医療支援センター

- 【今後の推進方策】**
- ☆医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ派遣する新たな医師派遣体制
 - ☆民間医療機関等も含めた医師派遣体制の充実

〈広域化・集約化〉

- 自治体病院等の広域化
〔地域の医療機関のネットワーク化、連携体制の構築〕
- 小児科・産科の集約化
〔医療資源の集約化による地域の小児医療、周産期医療の確保〕

道州制特区の活用

- <中長期的対策>**
○地域枠の設定・奨学金制度創設

札幌医科大学の定員自由化

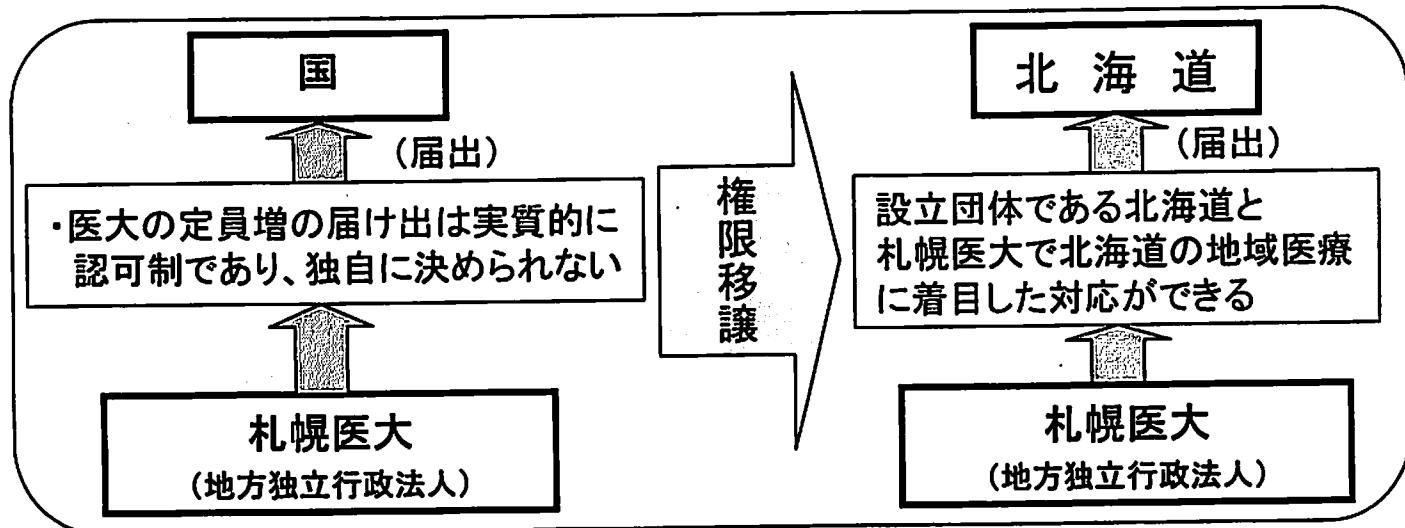
- 現状**
- ・公立大学の学生の定員の変更は、学校教育法施行令第26条により、国への学則変更の届け出を要する。
 - ・現在、札幌医大の定員は100名（うち道内高卒者を対象とした一般推薦選抜枠20名）を確保しているが、国立大学法人の定員が削減（北大120→100名、旭医大120→100名）されていることが医師偏在の一因となっている。



- 課題**
- ・公立医科大学が定員を増やす場合、法律上は届出であるが、「閣議決定」や「関係大臣連名の確認書」という法令以外の制約があり、実質的な認可事項として運用されている。
 - 「閣議決定」：医学部定員の削減
 - 「関係大臣連名の確認書」：医師不足県への暫定的な定員増を認めるも、道には認められていない。
 - ・将来、公立大学法人の定員増に必要な財源などは、大学及び設立団体である道負担となるが、中長期的な医師養成数の底上げが必要な状況

目指すすがた

札幌医科大学の学則変更の届出先を、国から北海道とする



地方独立行政法人である札幌医科大学の
設立団体である北海道に権限を移すことにより
北海道において独自に定員を決めることができ、
「地域医療への貢献」という札幌医科大学の目的を達成することが可能

道内医育 大学定員増に向けた動き

区分	現行	H20以降						
イメージ図		<p>→ 15人($\alpha + \beta$) : 医療対策協議会において配分</p> <p>奨学金</p> <p>→ 特別推薦枠(5)</p> <p>奨学金</p> <p>地域枠 (20)</p> <p>地域枠 (10)</p> <p>一般枠 (75)</p> <p>一般枠 (100)</p> <p>一般枠 (100)</p> <p>一般枠 (90)</p> <p>札医大(100)</p> <p>北大(100)</p> <p>旭医大(100)</p> <p>札医大(100+α)</p> <p>北大 + 旭医大 = 200+β</p>						
地域枠	<table border="1"> <tr> <td>奨学金なし 一般枠 推薦枠</td> <td><札医大> 道内高卒者を対象とする一般推薦選抜 (H9 ~ 10人、H14 ~ 20人)</td> </tr> <tr> <td>勤務地定枠 特別推薦枠 (奨学金連動)</td> <td><旭医大> 道北・道東の出身者に絞り、卒業後に指定地域での臨床研修を義務付ける特別推薦枠 (奨学金と連動せず) → H21: 50人?</td> </tr> </table>	奨学金なし 一般枠 推薦枠	<札医大> 道内高卒者を対象とする一般推薦選抜 (H9 ~ 10人、H14 ~ 20人)	勤務地定枠 特別推薦枠 (奨学金連動)	<旭医大> 道北・道東の出身者に絞り、卒業後に指定地域での臨床研修を義務付ける特別推薦枠 (奨学金と連動せず) → H21: 50人?	<table border="1"> <tr> <td>勤務地定枠 特別推薦枠 (奨学金連動)</td> <td><札医大> 道内高卒者について、奨学金貸与制度と併せて義務年限9年間うち5年間、医対協指定の地域で勤務した場合は返還免除。</td> </tr> </table>	勤務地定枠 特別推薦枠 (奨学金連動)	<札医大> 道内高卒者について、奨学金貸与制度と併せて義務年限9年間うち5年間、医対協指定の地域で勤務した場合は返還免除。
奨学金なし 一般枠 推薦枠	<札医大> 道内高卒者を対象とする一般推薦選抜 (H9 ~ 10人、H14 ~ 20人)							
勤務地定枠 特別推薦枠 (奨学金連動)	<旭医大> 道北・道東の出身者に絞り、卒業後に指定地域での臨床研修を義務付ける特別推薦枠 (奨学金と連動せず) → H21: 50人?							
勤務地定枠 特別推薦枠 (奨学金連動)	<札医大> 道内高卒者について、奨学金貸与制度と併せて義務年限9年間うち5年間、医対協指定の地域で勤務した場合は返還免除。							
定員増	<table border="1"> <tr> <td>中長期的視点に立った医師養成数の増</td> <td><医療行政> [文科省方針] 国の緊急医師確保対策の一環として、都道府県の奨学金の設定を条件として一律5人 [偏在が深刻な北海道は15人($\alpha + \beta$)] の医学部定員増</td> </tr> </table>	中長期的視点に立った医師養成数の増	<医療行政> [文科省方針] 国の緊急医師確保対策の一環として、都道府県の奨学金の設定を条件として一律5人 [偏在が深刻な北海道は15人($\alpha + \beta$)] の医学部定員増	<table border="1"> <tr> <td>・公立大学法人(札医大) → 文科省への届出 ・国立大学法人(北大・旭医大) → 文科省の認可</td> <td><地方分権> [道州制特区提案] 国の関与を縮小・廃止する観点から、学則変更の届出受理権限を文部科学省から北海道に移譲する</td> </tr> </table>	・公立大学法人(札医大) → 文科省への届出 ・国立大学法人(北大・旭医大) → 文科省の認可	<地方分権> [道州制特区提案] 国の関与を縮小・廃止する観点から、学則変更の届出受理権限を文部科学省から北海道に移譲する		
中長期的視点に立った医師養成数の増	<医療行政> [文科省方針] 国の緊急医師確保対策の一環として、都道府県の奨学金の設定を条件として一律5人 [偏在が深刻な北海道は15人($\alpha + \beta$)] の医学部定員増							
・公立大学法人(札医大) → 文科省への届出 ・国立大学法人(北大・旭医大) → 文科省の認可	<地方分権> [道州制特区提案] 国の関与を縮小・廃止する観点から、学則変更の届出受理権限を文部科学省から北海道に移譲する							

○ 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程といふ。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程といふ。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程といふ。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二～三 （略）

2～5 （略）

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）（抄）

（法第四条第一項 の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十 （略）

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長、都道府県知事及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一 名称を変更しようとするとき。

二 位置を変更しようとするとき。

三 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。）の広域の通信制の課程に係るもの）を変更したとき。

2～4 （略）

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五）（抄）

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第一条 文部科学大臣は、大学・・・に関する学校教育法・・・第四条第一項の認可・・・の申請に對しては、・・・次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 （略）

二 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の要請に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

2 （略）

○ 国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）（抄）

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）

文部科学省

Home > 政策関連情報 > 密議会情報 > 調査研究協力者会議等 > 医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 > 第二次報告 > 添付資料 > 医学部の収容定員増について

医学部の収容定員増について

1. 国立大学

認可事項：各国立大学が国立大学法人法第31条に規定する中期計画に記載し、文部科学大臣が認可することとなっている。

具体的には、各国立大学法人が中期計画(変更)案を作成し、国立大学法人評価委員会に諮り、文部科学大臣が認可することになる。

2. 公立大学

届出事項：学校教育法施行令第26条の規定により、文部科学大臣への届出事項となっている。

3. 私立大学

(1)大学全体の収容定員の総数が増加する場合

認可事項：学校教育法施行令第23条の規定により、文部科学大臣の認可事項となっており、大学設置・学校法人審議会に諮問し文部科学大臣が認可することになる。

但し、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」(平成15年文科省告示第45号)により、医師の養成に係るものは認可対象から除外かれている。

(2)大学全体の収容定員の総数の増加しない場合

認可事項：一般的には、文部科学大臣への届出事項となっている(学校教育法施行令第23条の2)が、「学校教育法施行令第23条の2第1項第5号の規定による分野を定める件」(平成17年文科省告示第51号)により、医師の養成に係るものは届出対象から除外かれている。

別添

○ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

(中期計画)

第三十一条 国立大学法人等は、…中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

○ 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)

(法第四条第一項の政令で定める事項)※認可事項

第二十三条 法第四条第一項(法第八十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

(法第四条第二項第三号の政令で定める事項)※届出事項

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員(大学にあっては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものと除く。)に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

(市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等)

第二十六条 次に掲げる場合においては、…市町村長、都道府県知事及び公立大学法人…の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、…その旨を届け出なければならない。

三 学則…を変更したとき。

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)

第一条 文部科学大臣は、大学…に関する学校教育法…第四条第一項の認可…の申請…に關しては、…次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

二 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

○ 平成十七年文部科学省告示第五十一号(学校教育法施行令第二十三条の二第一項第五号(注)の規定による分野を定める件) (注)現在の第二十三条の二第一項第四号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三条の二第一項第五号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め…る。

医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

前のページへ

次のページへ

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

道内3医大 定員の推移

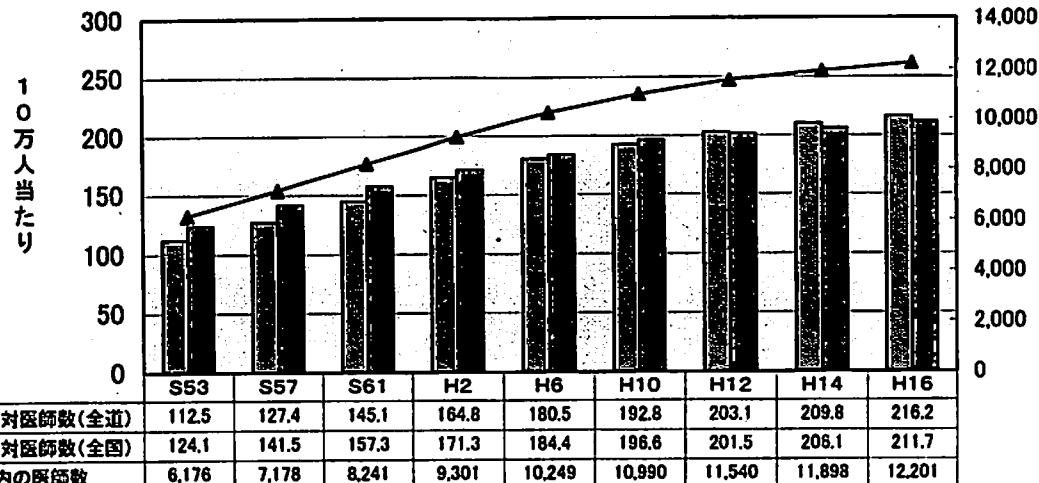
	北海道大学 医学部	旭川医科大学 医学部	札幌医科大学 医学部
S45			
S46	100		80
S47			
S48		(↓ S48. 9. 29開学)	
S49			
S50			
S51		100	
S52			
S53			
S54			
S55			
S56	120		
S57			
S58		120	
S59			
S60			
S61			
S62			
S63			
H01			
H02			100
H03			
H04			
H05			
H06	100		
H07			
H08			
H09			
H10			
H11			
H12	95	95	
H13			
H14		95(5)	
H15		90(5)	
H16	95(5)		
H17			
H18			
H19		90(10)	

- * 各年度の「北海道学校一覧（北海道教育厅編）」に基づき作成。
- * 表中の()は、3年次編入定員[北大]及び2年次後期編入定員[旭医大]で外数。
- * 昭和44年以前のデータについては、上記調査において調査対象外であったため、不明。

地域医療の現状について

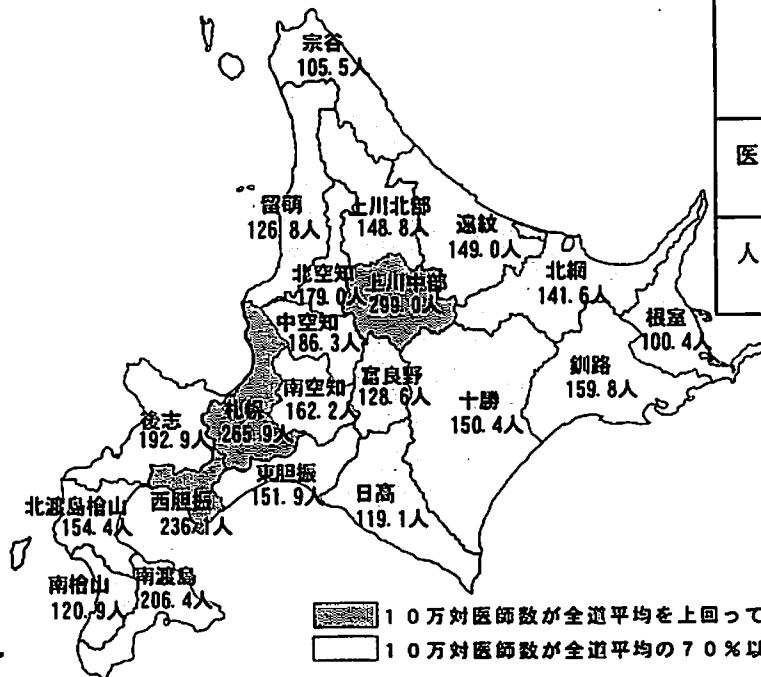
北海道

人
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0



- 本道においては、卒後臨床研修制度の影響や、開業医志向の高まりなどにより、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が進行しており、自治体病院などでは医師不足が極めて厳しい状況にある。

〔本道の医師数は人口10万人当たりでは全国平均を上回っているが、地域偏在が著しく、多くの地域で医師不足の状況にある。〕



区分	全 国	北 海 道				
		全 道	市 部	町 村 部	最 高 圏 域	最 低 圏 域
医 師 数	270,371	12,201	11,100 (91.0%)	1,101 (9.0 %)	札幌圏 6,089	南樺山圏 41
人口 10万対	211.7	216.2	252.4	89.3	上川中部圏 299.0	根室圏 100.4

- 平成18年4月からの診療報酬の改正に伴い、特に地方のへき地、救急医療を担っている自治体病院では、経営状況が一層、厳しくなっている。
- こうした地域医療の崩壊の危機的状況を踏まえ、医療の基盤である地域の医師確保に向けた取組みを強化する必要がある。

医師配置標準に係る特例措置について

1 改正の経緯

へき地を含む地域における医師の確保等について、関係省庁が十分に連携して更に積極的に取り組むため、厚生労働省、総務省、文部科学省において設置した「地域医療に関する関係省庁連絡会議」における取りまとめを踏まえ、当面緊急に取り組むべき施策として、平成16年8月27日に公布・施行されたものである。

2 改正の概要

(1) 医師配置標準の特例措置に係る都道府県知事の許可

都道府県知事は、次の要件の全てに該当する病院からの申請により、都道府県医療審議会の意見を聞いて、当該病院に係る医師定員の暫定的変更を許可できるものとする。

- (1) へき地等(注1)を有する市町村又はこれに準ずる市町村(注2)の区域内に所在すること
- (2) 地域医療に不可欠な医療機関であること
- (3) 医師確保の努力をしているが、医師の確保が相当程度困難と認められること(医師配置標準に対する充足率が60%を下回っている等)
- (4) 医師確保、病院機能の見直し等の計画が策定されていること

(注1)ここでいう「へき地等」とは次に掲げる地域とする。

- イ、 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- ロ、 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地
- ハ、 山村振興法の規定により振興山村として指定された山村

二、 過疎地域自立促進特別法に規定する過疎地域

(注2)人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村

(2) 医師配置標準の特例措置

- (1)の許可を受けた病院については、許可時から3年間、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相當に緩和する。
(注)ただし、医師3人(療養病床数が全病床数の50%を超える病院については2人)という病院に置くべき最低の員数については、緩和しない。

[トップへ](#)

[戻る](#)

確 認 書

下記事項を確認する。

記

1. 医師不足県における医師養成数の暫定的な調整の容認

地域間の偏在により一部の地域における医師の不足が深刻な現下の状況にかんがみ、医師の不足が特に深刻と認められる県^(注)において、当該県内への医師の定着を目的として、平成20年度からの最大10年間に限り、将来の医師の養成を前倒しするとの趣旨の下、10名を限度として、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認する。

この場合には、以下を条件とする。

- イ 当該県が、奨学金の拡充など実効性ある医師の地域定着策を実施すること。
- ロ この措置に基づき暫定的な養成数の調整を行った県において、養成増に見合って医師の定着数の増加が図られたと認められる場合に限り、前倒しの趣旨にかかわらず、当該暫定措置の終了後も、当該県における現行の養成数（暫定措置を講じる前の養成数）を維持できること。

この方針の下での当該県の取組を前提として、関係審議会において、大学の具体的な定員の在り方について検討を進め、医学部定員の増加の申請の審査を行う。

(注) 本措置の対象となる県（人口当たり医師数及び面積当たり医師数において医師の確保が十分にできていないと認められる県）：青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重

2. 自治医科大学における暫定的な定員の調整の容認

自治医科大学において、全国知事会及び自治医科大学による地域定着率の向上策など更なる地域医療貢献策の実施を条件として、平成20年度からの最大10年間に限り、10名を限度として、定員に上乗せする暫定的な調整に係る申請を容認する。

この場合において、医学部生の暫定的な定員増は、医師不足が認められる都道府県に対し行うものとする。

具体的には、関係審議会において、大学の具体的な定員の在り方について検討を行った上で大学の定員増の申請の審査を行う。

3. 医学部定員の削減等

「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）の趣旨を踏まえ、引き続き、医学部定員の削減等に取り組む。

平成18年8月31日

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

(参考)

財政構造改革の推進について 一抄一

平成9年6月3日
閣議決定

財政構造改革については、政府・与党財政構造改革会議「財政構造改革の推進方策」に沿って次のように決定し、着実かつ強力に推進することとする。

記

1. 社会保障

(1) 医療については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内とすることの基本方針を堅持し、今後、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革を総合的かつ段階的に実施する。

④医療提供体制について、大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学部定員の削減に取り組む。あわせて、医師国家試験の合格者数を抑制する等の措置により医療提供体制の合理化を図る。地域差を考慮しつつ全体として病床数の削減を推進し、もって医療環境の改善も図ることとする。医療機関の機能分担や連携を進め、患者が必要な場合にふさわしい医療機関にかかるという流れをつくる。

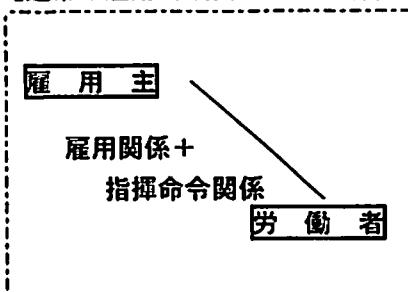
札幌医大の定員増について

区 分	現 行	権 限 移 讓 後															
イメージ図	<p>【定員増の手続き】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">国立大学</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">公立大学</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">私立大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 中期計画 変更 文科大臣 の認可 </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 学則 変更 文科大臣 への届出 (国) </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 学則 変更 文科大臣 の認可 </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: bottom;"> (国立大学 法人法 § 31) </td><td style="padding: 10px; vertical-align: bottom;"> (学校教育 法施行令 § 26①Ⅲ) </td><td style="padding: 10px; vertical-align: bottom;"> (学校教育 法 § 4①Ⅰ、 同法施行令 § 23・11号) </td></tr> </tbody> </table>	国立大学	公立大学	私立大学	中期計画 変更 文科大臣 の認可	学則 変更 文科大臣 への届出 (国)	学則 変更 文科大臣 の認可	(国立大学 法人法 § 31)	(学校教育 法施行令 § 26①Ⅲ)	(学校教育 法 § 4①Ⅰ、 同法施行令 § 23・11号)	<p>【定員増の手続き】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">公立大学</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">→ (参考) 札幌医大は地方独立行政法人 (H19.4 ~)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 学則 変更 知事 への届出 (道) </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 設立・定款・・・総務大臣・文科大臣の認可 (法 § 7、 § 8②) ↓ 業務方法書・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 22①) ↓ 中期目標・・・設立団体の長が定め法人に指示 作成・変更 (法 § 25①) ↓ 中期計画・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 26①) ↓ 年度計画・・・設立団体の長に届出 作成・変更 (法 § 27①) </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 10px;"> 法: 地方独立行政法人法 設立団体の長: 札医大の場合には北海道知事 </td></tr> </tbody> </table>	公立大学	→ (参考) 札幌医大は地方独立行政法人 (H19.4 ~)	学則 変更 知事 への届出 (道)	設立・定款・・・総務大臣・文科大臣の認可 (法 § 7、 § 8②) ↓ 業務方法書・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 22①) ↓ 中期目標・・・設立団体の長が定め法人に指示 作成・変更 (法 § 25①) ↓ 中期計画・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 26①) ↓ 年度計画・・・設立団体の長に届出 作成・変更 (法 § 27①)	法: 地方独立行政法人法 設立団体の長: 札医大の場合には北海道知事	
国立大学	公立大学	私立大学															
中期計画 変更 文科大臣 の認可	学則 変更 文科大臣 への届出 (国)	学則 変更 文科大臣 の認可															
(国立大学 法人法 § 31)	(学校教育 法施行令 § 26①Ⅲ)	(学校教育 法 § 4①Ⅰ、 同法施行令 § 23・11号)															
公立大学	→ (参考) 札幌医大は地方独立行政法人 (H19.4 ~)																
学則 変更 知事 への届出 (道)	設立・定款・・・総務大臣・文科大臣の認可 (法 § 7、 § 8②) ↓ 業務方法書・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 22①) ↓ 中期目標・・・設立団体の長が定め法人に指示 作成・変更 (法 § 25①) ↓ 中期計画・・・設立団体の長の認可 作成・変更 (法 § 26①) ↓ 年度計画・・・設立団体の長に届出 作成・変更 (法 § 27①)																
法: 地方独立行政法人法 設立団体の長: 札医大の場合には北海道知事																	
法 令 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学の定員増 ・学則変更であり、文科大臣への届出が必要 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学則変更の届出先を文科大臣から知事へ変更 (学校教育法施行令 § 26①Ⅲ) 															

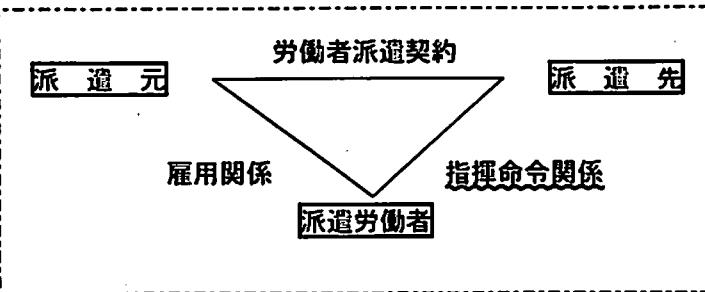
医師派遣について

■ 労働者派遣と請負・業務委託の違い

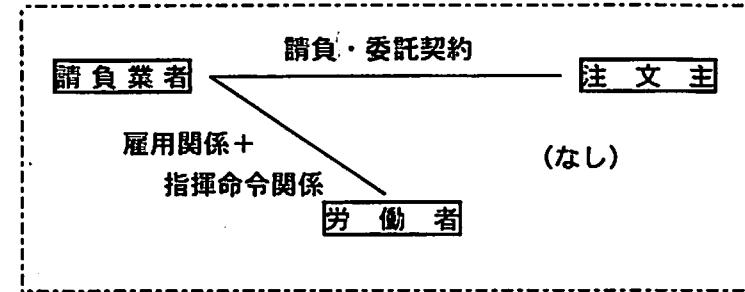
【通常の雇用（正規・フル・パート）】



【労働者派遣】



【請負・業務委託】



※ 労働者派遣の形態の場合には、労働者派遣法の適用

■ 医師派遣の法的規制等

派遣医師	雇用主（＝派遣元）	関係法	派遣先病院	可否	摘要
民間医師	民間派遣会社 民間病院（労働者派遣事業に該当する場合）	労働者派遣法	民間病院 ・へき地（省令規定） ・へき地（規定なし） ・自治体が仲介する場合	✗ ○ ✗ △	下記を除く道内 168 市町村（26 市 130 町 12 村）の病院への派遣可能 札幌市など 9 市 3 町の病院→特区提案の検討 同法施行令の改正を予定
地方公務員医師	地方公共団体	(なし)	公立病院	○	道事業（H19～ 道職員として 5 名程度を採用し自治体病院や公的病院に派遣）
		地方公務員派遣法	民間病院 ・医療法人 ・個人・会社	✗ ○ ✗	条例で個別に派遣先団体を定める必要 特区提案の検討（道内の病院 620 のうち医療法人 395、会社 3、個人 30。一般診療所 3363 のうち、医療法人 1412、会社 30、個人 1139）

◇労働者派遣法：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

◇地方公務員派遣法：公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）

第75表 病院数、経営主体・保険所別

第78表 一般診療所数、経営主体・保険所別

保険所	平成17年10月1日現在									
	総数	国	公	医療費出資等	その他	病院	診療所	社会	会社	個人
全国	9236	71	168	126	303	757	92	60	121	129
全道	630	110	7	7	11	96	10	9	16	5
札幌市	219	116	3	3	2	2	-	2	4	7
小樽市	19	134	-	-	1	2	-	1	9	-
市立病院	34	116	1	-	1	3	1	1	24	-
旭川市	42	118	1	-	1	1	-	1	32	-
江別	12	57	-	-	-	-	-	-	11	-
千歳	20	91	-	-	-	-	-	-	18	-
岩見沢	22	113	-	-	2	9	1	1	-	-
湿川	17	132	-	-	1	1	-	1	10	-
深川	7	170	-	-	2	2	-	2	-	-
富良野	5	104	-	-	2	1	-	2	-	-
名寄	8	105	-	-	3	1	-	2	-	-
室蘭	1	35	-	-	1	1	-	1	-	-
稚内	9	110	-	-	2	1	-	4	-	-
釧路	5	108	-	-	3	1	-	1	-	-
江差	7	55	-	-	3	1	-	2	-	-
北見	6	100	-	-	6	1	-	1	-	-
留萌	24	115	-	-	2	1	-	19	-	-
古川	19	87	-	-	2	1	-	1	-	-
湿河	2	62	-	-	1	1	-	1	-	-
網走	8	182	-	-	5	1	-	2	-	-
新得	36	102	1	-	1	1	-	17	15	-
虻田	24	92	-	-	4	1	-	1	-	-
留萌	4	125	-	-	1	1	-	2	-	-
中標津	5	95	-	-	4	1	-	1	-	-
網走	8	109	-	-	2	1	-	3	1	-
北見	10	105	-	-	2	1	-	1	-	-
紋別	15	183	-	-	3	1	-	3	-	-
稚内	10	132	-	-	9	1	-	2	-	-
留萌	9	145	-	-	4	1	-	2	-	-
上川	3	53	-	-	2	-	-	2	-	-

(注) 全道の診療所には、国民健康保険組合を含む。

2) 厚生労働省等には、「独立行政法人国立病院機構」を含む。

保険所	平成17年10月1日現在										北・東・西・道			
	総数	国	公	医療費出資等	その他	病院	診療所	社会	会社	個人	医療	社会	会社	個人
全国	97442	763	31	602	318	325	208	48	65	750	899	30941	1042	6202
北海道	3353	593	2	56	21	308	10	-	1	47	39	1442	29	269
札幌市	1228	653	-	12	5	21	4	-	1	19	18	555	5	57
小樽市	103	725	1	1	1	-	-	-	-	2	2	51	-	5
市立病院	251	853	-	4	-	8	1	-	4	2	2	107	1	38
旭川市	234	715	-	5	-	5	2	-	2	3	152	1	20	1
江別	97	463	-	1	-	6	-	-	1	56	2	8	-	24
千歳	112	510	1	8	-	6	-	-	1	50	1	6	4	35
岩見沢	104	593	-	3	1	13	-	-	1	37	6	8	-	35
湿川	70	542	-	-	-	19	-	-	3	16	-	5	1	25
深川	31	753	-	12	-	-	-	-	3	5	-	3	-	11
富良野	27	564	-	8	-	17	-	-	10	-	-	1	-	7
名寄	38	500	-	-	-	8	-	-	-	-	-	7	-	7
室蘭	21	787	-	-	-	9	-	-	-	-	-	10	-	2
稚内	60	736	-	16	-	-	-	-	3	20	-	13	-	5
釧路	18	604	-	6	-	-	-	-	4	-	-	5	-	1
江差	67	623	-	8	-	-	-	-	1	4	-	4	-	1
北見	17	383	-	4	-	-	-	-	1	4	-	4	-	4
紋別	113	543	-	6	1	-	-	-	3	62	-	13	2	22
古川	123	663	-	3	-	-	-	-	1	56	-	13	4	43
滝川	20	625	-	6	-	-	-	-	1	4	-	4	-	1
新得	25	506	-	1	-	-	-	-	1	9	2	1	-	4
留萌	210	593	6	2	-	-	-	-	5	1	65	4	24	-
網走	116	443	3	1	12	1	-	-	4	2	39	3	8	1
中標津	11	353	-	1	2	-	-	-	1	2	-	2	-	5
北見	23	312	-	1	-	-	-	-	1	10	-	3	-	3
紋別	31	432	-	2	-	-	-	-	1	33	-	8	-	24
滝川	42	555	-	1	1	9	-	-	2	7	-	2	-	9
留萌	36	895	-	1	-	-	-	-	1	16	-	3	-	7
上川	26	460	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	-	4

上川

北海道

(財) 北海道地域医療振興財団のドクターバンク推進事業（関係分）

（同財団ホームページから）

※ 下記いずれの場合も診療行為は、自由意志により医師と医療機関の間で締結される契約に基づいてなされる。医師と財団との間に雇用関係はなく、財団が医師に診療を強要することなく、また、報酬や勤務時間、医師賠償責任保険の有無など契約内容・条件についても財団は関知しない形態。

1 医師の職業紹介（常勤）

へき地等における医師の充足を図るため、全国から地域医療を目指す医師を募集して、全道の医療機関への就職斡旋や招へい情報等の提供等を行う（職業安定法に基づく医療従事者の無料職業紹介所として厚生労働大臣の許可）。

○求職状況（H19.3） 医師数 107 名（道内 55 名、道外 52 名）

○求人状況（H19.3） 医療機関数 197 機関（市町村・公的 78、医療法人 110、個人 9）

・診療科別 424 機関（市町村・公的 179、医療法人 231、個人 14）

○照会成立件数（H18 年度） 24 名（道内 17 名、道外 7 名）

（市町村・公的 15、医療法人 9、個人 0）

2 短期診療支援医師の確保

過疎地等に勤務する医師の地域定着に向け、研修会の参加促進や休暇等の確保及び地域住民の診療の確保を図るため、短期診療支援医師を確保し、市町村等に照会している。

（1）三医育大学からの派遣

研修会の参加や学会出席などで不在になる場合、道内三医育大学に対し、医師派遣を要請し、市町村に医師を紹介（約2ヶ月前依頼）

○派遣回数（H18 年度） 5 回 5 人 12 日（町村病院・診療所 5 回）

（北大 1、旭医大 2、札医大 2）

（2）短期診療支援事業

（1）のほか、短期診療支援医師を確保し、学会や研修以外の休暇等で一時的に不在となる場合や退職等による一時的な欠員についても可能な範囲内で、市町村等に医師を紹介

（3）熟練ドクターバンクの設置（H16.9）

開業医で代を譲った医師や勤務医の定年退職者の登録制度であり、地域への定期的な診療支援や学会出席時の代診、土日の宿日直応援など、（2）と併せて運用

○財団登録医の派遣（H18 年度、上段は総数、下段はうち熟練ドクター）

431 回派遣、派遣実人員 35 名、派遣日数 1626 日（市町村 39、医療法人 1）

162 回派遣、派遣実人員 15 名、派遣日数 580 日（市町村 30、医療法人 1）

【照会依頼は 496 件、1867 日で、紹介成立は、件数 86.9%、日数 87.1%】

(医師派遣制度の拡大について)

区分		現行制度	条例への委任範囲の拡大
民間病院→民間病院	現状と問題	1 民間病院から民間病院への医師派遣は、「へき地」病院への派遣を除き、禁止されている。 2 道内180市町村のうち、「へき地」に該当しない12市町村が派遣対象外。	法令の規律密度を引き下げ、条例への委任範囲を拡大することにより、広域分散型の北海道の特性に対応できる医師派遣体制の整備を図る。
	法令の規定	労働者派遣法 § 4 何人も、港湾運送業務等のほか政令で定める業務について、労働者派遣事業を行ってはならない	
		政令 § 2 政令で定める業務は次のとおり（医業に係る派遣労働者の就労場所が「へき地」にある場合を除く） 一 医師法第17条に規定する医業 ② 前項のへき地とは、過疎・辺地など厚生労働省令で定める市町村	① 「へき地」→「へき地等」 ② 前項のへき地等とは、計画策定特定広域団体にあっては条例により、その他の都府県にあっては厚生労働省令で定める市町村
		省令 厚生省令で定める市町村は、次のとおり 函館市、旭川市、釧路市、帯広市、夕張市、北見市など [168市町村]	
	派遣対象外市町村(12市町村)	札幌市(298.9)、江別市(114.2)、恵庭市(159.7)、北広島市(94.8)、小樽市(243.2)、滝川市(186.8)、室蘭市(309.0)、登別市(125.0)、苫小牧市(174.8)、東川町(38.5)、東神楽町(76.9)、上富良野町(64.5)	北海道条例により全市町村を対象とする ※ ()内は人口10万人対医師数(北海道平均216.2)
公務員医師→民間病院	現状と問題	1 地方団体の職員派遣は公益法人等の団体のうち、条例で個別に定めることとされており、道職員医師の派遣先は、医療法人に限られている。 2 医療法人以外の「個人・会社」形態の病院・診療所においても、医師派遣の潜在的需要があるが、現行制度では不可。	広域分散型の北海道の特性に対応できる医師派遣体制の整備を図るため、医療法人要件を拡大し、個人病院・診療所等も派遣対象とする。
	法令の規定	地方公務員派遣法 § 2 任命権者は…次に掲げる団体（以下この項及び第3項において「公益法人等」という。）のうち…当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる 一 公益法人 二 一般地方独立行政法人 三 特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの	① 「団体」→「団体又は計画策定特定広域団体にあっては医療法第7条第1項又は第8条により開設された病院又は診療所」 ② 「政令で定めるもの」→「政令で定めるもの（計画策定特定広域団体にあっては医療法第7条第1項又は第8条により開設された病院又は診療所で条例で定めるもの」
		政令 政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一 医療法人	
	条例等の規定	北海道職員派遣条例 § 2 任命権者は、法2条第1項各号に掲げる団体のうち、次に掲げる団体であって、人事委員会規則で定めるものとの間の取決めに基づき職員を派遣することができる。 一 道が出資している団体又は道内に主たる事務所を有する団体 二 当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に援助又は配慮を行うことが必要であるもの	
	人事委員会規則	人事委員会規則 § 2 条例第2条第1項に規定する人事院会規則で定める団体は、別表1に掲げるものとする。 - 公立大学法人札幌医科大学 ... - 社会福祉法人北海道社会事業協会 (⑭道医師1人派遣) - 北海道厚生農業協同組合連合会 (⑮道医師1人派遣)	

労働者派遣法に基づく医師派遣（民→民）の拡大について

区 分	現 行	権限移譲後										
労働者派遣法 (民 → 民)	<p style="text-align: center;">民間医師（民間派遣会社・民間病院の勤務医）</p> <p style="text-align: center;"><派遣の可否></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">厚生労働省令で規定する 「へき地」所在病院</td> <td style="width: 50%;">左記以外の9市 3町に所在病院</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">道 内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">26市 130町 12村</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;"> 札幌市・江別市 恵庭市・北広島市 小樽市・滝川市 室蘭市・登別市 苫小牧市・東川町 東神楽町 上富良野町 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口： 約 300万人</td> <td style="text-align: center;">人口： 約 260万人</td> </tr> </table>	厚生労働省令で規定する 「へき地」所在病院	左記以外の9市 3町に所在病院	道 内		26市 130町 12村		札幌市・江別市 恵庭市・北広島市 小樽市・滝川市 室蘭市・登別市 苫小牧市・東川町 東神楽町 上富良野町		人口： 約 300万人	人口： 約 260万人	<p style="text-align: center;">民間医師（民間派遣会社・民間病院の勤務医）</p> <p style="text-align: center;"><派遣の可否></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 道内の実情に応じ 道条例で市町村を決定 (180市町村) </div> <p style="text-align: center;">人口： 約 560万人</p>
厚生労働省令で規定する 「へき地」所在病院	左記以外の9市 3町に所在病院											
道 内												
26市 130町 12村												
札幌市・江別市 恵庭市・北広島市 小樽市・滝川市 室蘭市・登別市 苫小牧市・東川町 東神楽町 上富良野町												
人口： 約 300万人	人口： 約 260万人											
法 令 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ○医師派遣は原則禁止（労働者派遣法施行令 § 2①） <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、厚生労働省令で定める「へき地」にある病院へは派遣が認められているが、道内では一部の市町が対象外。 	<p style="text-align: center;">【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令 § 2②で規定する「へき地」について、北海道においては道条例で定めることとする。 										

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）（抄）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 三 駐備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2~3 （略）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年四月三日政令第九十五号）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合を除く。）とする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）
- 二～八 （略 … 歯科医、薬剤師、保健師助産師看護師、栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士）

2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。

- 一～七 （略 … 離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年三月三十日厚生労働省令第七十号）（抄）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。

（表 略）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

改 正 案

現 行

(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がべき地にある場合を除く。）とする。

一〇八 (略)

2 前項のべき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域

三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）

第二条第一項に規定する辺地

四 山村振興法（昭和四十一年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村の地域

五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域

(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く。）とする。

一〇八 (略)

第四条第一項中、「第十三条」を「第十一条」と改め、同条第二項中「第十九条」を「第十七条」と改め、「第十三条」を「第十一条」に改める。
第五条第一項及び第二項中「第十四条第一項」を「第十二条第二項」と改め、「第十九条」を「第十七条」と改め、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」と改め、「第十五条」を「第十二条规定」と改め、「第十九条」を「第十七条规定」と改め、「第十七条中「第十八条」を「第十六条」と改め、「第十九条」を「令第十七条」に改める。
附 則

○文部科学省令第一号
厚生労働省令第一号
介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の施行に伴う、障害放課後支援学校設立所指定期規則の一部を改正する省令を次のように定める。

を改正する旨令
診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省令第四号）の一部を次のように改正す
る。
第二条第十号中「第七条第二十一項」を「第八
条第「十五項」に改める。
附 則
との旨令は、介護保険法等の一部を改正する法
律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行す
る。

○厚生労働省令第七十号
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
六十一政令第九十五号、第二項の規定
労働者の就業条件の整備等に関する法律施行
める。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川喜二郎 件の整備等に関する法律施行

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令を次のように定める。

二条第一項の市町村を定める省令

六十一政令第九十五号) 第二条第二項の厚生労働省令で定める由町村は、次の表のとおりとする。

北海道
函館市
北上市
旭川市
釧路市
網走市
美唄市
帯広市
夕張市
札幌市
赤平市
北見市
岩見沢市
支笏湖市
上

川別市
名寄市
富良野市
伊達市
石狩市
北斗市
千歳市
歌志内市
深川市

新舊洋村
當別町
石狩郡
松前町
福島町

上總守
角田義
知松町
七瀬西
木古内町

扶植民
二三種族
八個町
鹿野町
新町

長江部可
江蘇可 上人固可 暫別部可

乙部 可

新潟県	河東郡	日高郡	規泉郡	浦河郡
	河西郡	河東郡	河東郡	河東郡
	広尾郡	中利郡	中利郡	中利郡
	足寄郡	十勝郡	十勝郡	十勝郡
	劍路郡	劍路郡	劍路郡	劍路郡
	厚岸郡	厚岸郡	厚岸郡	厚岸郡
	川上郡	阿寒郡	阿寒郡	阿寒郡
	標津郡	白糠郡	白糠郡	白糠郡
	野付郡	目梨郡	目梨郡	目梨郡
	標津郡	支洞駒郡	支洞駒郡	支洞駒郡
	西津輕郡	中津輕郡	中津輕郡	中津輕郡
	南津輕郡	北津輕郡	北津輕郡	北津輕郡
岩手県	下北郡	上北郡	北津輕郡	北津輕郡
	不北郡	不北郡	不北郡	不北郡
	三戸郡	三戸郡	三戸郡	三戸郡
	岩手郡	紫波郡	紫波郡	紫波郡
	胆沢郡	和賀郡	和賀郡	和賀郡
	西磐井郡	東磐井郡	東磐井郡	東磐井郡
	気仙郡	上伊豆郡	下伊豆郡	下伊豆郡
	九戸郡	三戸郡	三戸郡	三戸郡
	鶴来町	大槌町	大槌町	大槌町
	住田町	平泉町	平泉町	平泉町
	金ケ崎町	西和賀町	西和賀町	西和賀町
	葛巻町	紫波町	紫波町	紫波町
	岩手町	葛巻町	葛巻町	葛巻町
	山田町	山田町	山田町	山田町
	岩泉町	岩泉町	岩泉町	岩泉町
	田代村	田代村	田代村	田代村
	普代村	普代村	普代村	普代村
	川井村	川井村	川井村	川井村
青森県	弘前市	八戸市	黒石市	むつ市
	つがる市	平川市	五所川原市	十和田市
	大間町	東通村	佐井村	恩間浦村
	大間町	東通村	佐井村	恩間浦村
	五戸町	田子町	南部町	新郷村
	盛岡市	宮古市	大船渡市	花巻市
	今泉市	陸前高田市	釜石市	北上市
		二戸市	二戸市	久慈市
				遠野市
				奥州市

福島県 山形県 秋田県 宮城県

刈田郡 柴田郡 伊具郡 黑川郡 加美郡 遠田郡 本吉郡
北秋田郡 山本郡 南秋田郡 仙北部 鹰勝郡
東村山郡 西村山郡 北村山郡 早田郡 東田川郡 德海郡
伊達郡 安達郡 岩瓶郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡
大沼郡 西白川郡 東白川郡 石川郡

宮崎県

鹿児島県	宮崎市 都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
東諸県郡	都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
西諸県郡	都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
南那珂郡	都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
高千穂町	都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
国富町	綾町 都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
西米良村	都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
木城町	都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
川南町	都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
都農町	都農町 綾町 都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
北川町	都農町 綾町 都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
諸塙村	都農町 綾町 都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
菜郷町	都農町 綾町 都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
椎葉村	都農町 綾町 都城市 えびの市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西
鹿児島市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
西之表市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
垂水市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
薩摩川内市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
日置市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
曾於市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
肝属郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
熊毛郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
大島郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
出水郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
伊佐郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
川辺郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
鹿児島郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
揖宿郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
川辺町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
白之影町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
五ヶ瀬町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
西米良村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
木城町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
川南町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
都農町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
綾町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
長島町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
姶良町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
大崎町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
中種子町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
南種子町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
上尾久町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
肝付町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
東串良町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
錦江町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
南大隅町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
肝付町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
大和村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
宇岐村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
瀬戸内町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
伊仙町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
和泊町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
知名町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
与論町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
名瀬市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
うるま市	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
國頭村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
大庭味村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
東村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
今帰仁村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
本部町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
伊江村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
久米島町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
南大東村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
北大東村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
多良間村	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
竹富町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
与那国町	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
八重山郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
宮古郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
島尻郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき
宮崎郡	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 大口市 指宿市 いわき

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十一号

雇用保険法

(昭和四十九年法律第六十号)

第七条

第六十一条

第一項

第五号

及び第二項

第六十二条

育児休業

介護休業等

又は家族介護

を行う労働者の

福祉に関する法律

(平成三年法律第七十六号)

第三十九条

第一項

第二項

介護労働者の

雇用管理

等に関する法律

(平成四年法律第六十三号)

第十八条

第一項

第二項

第三項

第四項

第五項

第六項

第七項

第八項

第九項

第十項

第十一項

第十二項

第十三項

第十四項

第十五項

第十六項

第十七項

第十八項

第十九項

第二十項

第二十一項

第二十二項

第二十三項

第二十四項

第二十五項

第二十六項

第二十七項

第二十八項

第二十九項

第三十項

第三十一項

第三十二項

第三十三項

第三十四項

第三十五項

第三十六項

第三十七項

第三十八項

第三十九項

第四十項

第四十一項

第四十二項

第四十三項

第四十四項

第四十五項

第四十六項

第四十七項

第四十八項

第四十九項

第五十項

第五十一項

第五十二項

第五十三項

第五十四項

第五十五項

第五十六項

第五十七項

第五十八項

第五十九項

第六十項

第六十一項

第六十二項

第六十三項

第六十四項

第六十五項

第六十六項

第六十七項

第六十八項

第六十九項

第七十項

第七十一項

第七十二項

第七十三項

第七十四項

第七十五項

第七十六項

第七十七項

第七十八項

第七十九項

第八十項

第八十一項

第八十二項

第八十三項

第八十四項

第八十五項

第八十六項

第八十七項

第八十八項

第八十九項

第九十項

第九十一項

第九十二項

第九十三項

第九十四項

第九十五項

第九十六項

第九十七項

第九十八項

第九十九項

第一百項

第一百一項

第一百二項

第一百三項

第一百四項

第一百五項

第一百六項

第一百七項

第一百八項

第一百九項

第一百十項

第一百十一項

第一百十二項

第一百十三項

第一百十四項

第一百十五項

第一百十六項

第一百十七項

第一百十八項

第一百十九項

第一百二十項

第一百二十一項

第一百二十二項

第一百二十三項

第一百二十四項

第一百二十五項

第一百二十六項

第一百二十七項

第一百二十八項

第一百二十九項

第一百三十項

第一百三十一項

第一百三十二項

第一百三十三項

第一百三十四項

第一百三十五項

第一百三十六項

第一百三十七項

第一百三十八項

第一百三十九項

第一百四十項

第一百四十一項

第一百四十二項

第一百四十三項

第一百四十四項

第一百四十五項

第一百四十六項

第一百四十七項

第一百四十八項

第一百四十九項

第一百五十項

第一百五十一項

第一百五十二項

第一百五十三項

第一百五十四項

第一百五十五項

第一百五十六項

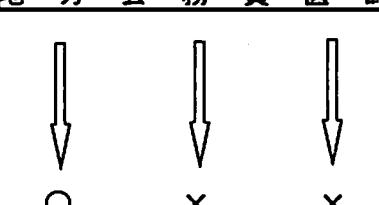
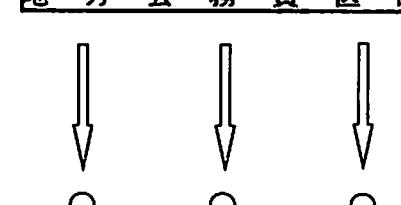
第一百五十七項

第11回 地域医療に関する関係省庁連絡会議 (H19.8.30)

資料2-2 「緊急医師確保対策」に関する取組について(案)(抜粋)

		関係省庁における施策の状況
1. 医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時の医師派遣システムの構築	(1) 医師派遣システムの構築	<p>【20年度主な概算要求の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【新規】へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業のうち緊急臨時の医師派遣分(22百万円)【厚生労働省】 ・ 【新規】医師派遣型研修システム創設支援事業【Bタイプ】のうち緊急臨時の医師派遣分(23百万円)【厚生労働省】 ・ 医師確保等推進事業(H19:705百万円→H20:714百万円)【厚生労働省】 ・ 【新規】医師派遣病院診療体制強化事業(695百万円)【厚生労働省】 ・ 【新規】医師派遣病院診療体制強化設備整備事業(1,534百万円)【厚生労働省】
	(2) 規制緩和等の所要の措置	<p>＜医師派遣に係る規制緩和等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師については、へき地への派遣の場合等を除き、労働者派遣契約により派遣を行うことが禁止されているため、拠点病院等から医師不足の病院に医師を派遣できるよう、労働者派遣業法施行令を改正する方向で検討(厚生労働省)。 ○ 国立病院機構から医師不足の自治体病院へ医師を派遣した場合に、地方自治体から国立病院機構が一定の費用負担が受け取ることができるように地方財政再建促進特別措置法施行規則の改正を行うとともに、所要の通知を発出(厚生労働省、総務省)

地方公務員派遣法に基づく医師派遣（公→民）の拡大について

区分	現 行	権限移譲後																																
地方公務員派遣法 (公 → 民)	<p style="text-align: center;">地方公務員医師</p>  <p style="text-align: center;"><派遣の可否></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療法人</th> <th>会社</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間の病院・診療所</td> <td>1,807</td> <td>33</td> <td>1,169</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>395</td> <td>3</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>1,412</td> <td>30</td> <td>1,139</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(H17.10)</p> <p style="text-align: center;">※ 条例で個別に派遣先団体を定める必要</p>	区分	医療法人	会社	個人	民間の病院・診療所	1,807	33	1,169	病院	395	3	30	一般診療所	1,412	30	1,139	<p style="text-align: center;">地方公務員医師</p>  <p style="text-align: center;"><派遣の可否></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療法人</th> <th>会社</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間の病院・診療所</td> <td>1,807</td> <td>33</td> <td>1,169</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>395</td> <td>3</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>1,412</td> <td>30</td> <td>1,139</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(H17.10)</p> <p style="text-align: center;">※ 条例で個別に派遣先団体を定める必要</p>	区分	医療法人	会社	個人	民間の病院・診療所	1,807	33	1,169	病院	395	3	30	一般診療所	1,412	30	1,139
区分	医療法人	会社	個人																															
民間の病院・診療所	1,807	33	1,169																															
病院	395	3	30																															
一般診療所	1,412	30	1,139																															
区分	医療法人	会社	個人																															
民間の病院・診療所	1,807	33	1,169																															
病院	395	3	30																															
一般診療所	1,412	30	1,139																															
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣先対象が限定（地方公務員法派遣法§2） <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人、特別の法律により設立された法人、自治体が出資した特定法人。 ・他に政令で医療法人が認められている。 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法§2①に規定する派遣先に医療法人以外の「個人・会社」形態の病院・診療所を追加する。 																																

○ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年四月二十六日法律第五十号）（抄）

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
- 二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人
- 三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの
- 四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

2~4 （略）

○ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年十二月二十日政令第五百二十三号）（抄）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 医療法人
- 二～八十六 （略）
- 八十七 日本赤十字社
- 八十八～百二十五 （略）

○ 医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができます。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2～5 （略）